◎防衛省設置法等の一部を改正する法律

(平成三一年四月二六日法律第一九号)

一、提案理由(平成三一年四月二日·衆議院安全保障委員会)

○岩屋国務大臣 ただいま議題となりました防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編並びに日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定及び日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずる必要がございます。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛省設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、防衛省の所掌事務をより効果的に遂行し得る体制を整備するため、陸上自衛隊の自衛官の定数を五十七人削減し、海上自衛隊の自衛官の定数を四人削減し、航空自衛隊の自衛官の定数を十三人削減し、共同の部隊に所属する自衛官の定数を六十二人増加し、統合幕僚監部に所属する自衛官の定数を四人増加し、情報本部に所属する自衛官の定数を八人増加するものであります。なお、自衛官の定数の総計二十四万七千百五十四人に変更はありません。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、我が国周辺の空域における常時継続的な警戒監視を安定的に実施する体制を 強化するため、航空自衛隊の警戒航空隊を警戒航空団に改編することに伴う規定の整備 を行うこととしております。

第二に、自衛隊の部隊の改編にあわせ、即応予備自衛官の員数を九十四人削減することとしております。これにより、即応予備自衛官の員数は七千九百八十一人となります。 第三に、カナダ及びフランスとの各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供 に関する規定の整備を行うこととしております。

最後に、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正について御説明いたします。

これは、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、カナダ及びフランスの軍隊を追加することに伴う規定の整備を行うものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院安全保障委員長報告(平成三一年四月一一日)

○岸信夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における

審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の 航空総隊の改編並びに日加ACSA及び日仏ACSAに関する規定の整備等の措置を講 ずるものであります。

本案は、去る一日本委員会に付託され、翌二日岩屋防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。九日、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成三一年四月二四日)

○渡邉美樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編、カナダ及びフランスとの各物品役務相互提供協定の実施に係る規定の整備等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、自衛隊のサイバー及び電磁波領域における能力、体制の強化、 自衛官及び医官の充足率向上に対する取組、警戒航空団の新編に当たり、早期警戒機に 共同交戦能力を搭載する必要性、フランス及びカナダとの防衛協力が我が国の安全保障 にもたらす効果等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いま す。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主党・民友会・希望の会の小西委員より反対、日本共産党の井上委員より反対、沖縄の風の伊波委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いた しました。

以上、御報告申し上げます。